

大労基発 0829 第 1 号
令和 6 年 8 月 29 日

事業者団体等の長 各位

大阪労働局労働基準部長
(公印省略)

会員事業場に対する要請文の周知依頼について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働基準行政、とりわけ安全衛生行政へ深い御理解と御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪労働局では、第 14 次労働災害防止推進計画の目標を達成するため、「大阪発・新 4 S 運動」を通じて労働災害防止の施策を推進しておりますが、令和 6 年の全産業における労働災害による死亡災害は令和 6 年 8 月 28 日現在 26 人で、そのうち 7 割近くの 18 人は 6 月から 8 月の 3か月間に発生した災害であり憂慮すべき状況となっています。

つきましては、貴団体会員事業場に対し別添「緊急 死亡災害が急増中！」を周知いただき、各事業場における安全衛生管理活動が活性化されますよう、御配意のほどよろしくお願ひいたします。

緊急

死亡災害が急増中！

熱中症や荷役作業に関連する死亡災害が増加しています。

大阪府内における令和6年の全産業における死亡災害は**26人**（令和6年8月28日現在）で、そのうち**7割近くの18人が6月から8月の3か月間で死亡**するという憂慮すべき状況となっています。

3か月間に発生した**18人**の災害の原因について、**熱中症**が5人、**荷役作業**に関連する災害が6人、交通事故が2人であり、そのほかに機械取扱中の災害などとなっています。

業種別では、製造業が5人、陸上貨物運送事業が5人、第三次産業が5人などとなっています。さらに18人の内、**11人が50歳以上**の労働者となっています。

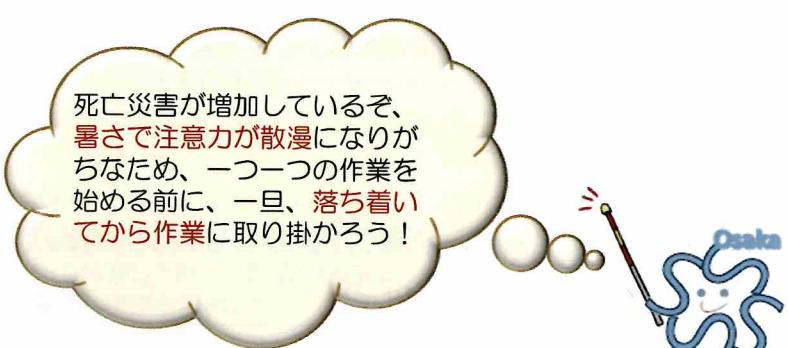
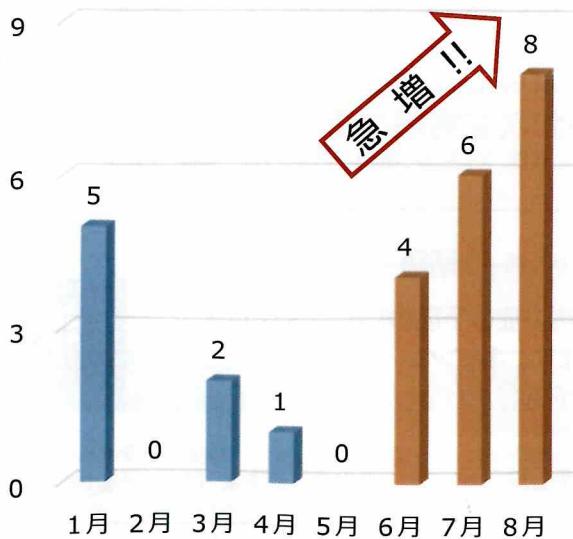
特に**製造業**は、増加に歯止めがかからず昨年同時期より**200%増加**となっています。

荷役作業などにおいて**死亡災害を防止**するには、使用する「物上げ装置、運搬装置」などについてリスクアセスメントを行い、管理監督者がその危険性や有害性を十分に把握し、適切に安全作業指示を行うことに加え、**作業者自身も危険に対する感受性を高め**作業することが重要です。

そのためには、「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」の4つの活動に取り組む 大阪発・新4S運動 に一丸となって取り組みましょう。

また、熱中症を予防するためには、暑さを避けるため、帽子を着用することやこまめに休息をとり、のどの渇きを感じなくても、水分、塩分・スポーツドリンクなどを補給しましょう。

人 令和6年 月別死亡災害発生状況



業種別・作業別 発生状況 (6月～8月)	製造業	陸上貨物 運送事業	第三次産業	その他
熱中症	2人	2人		1人
荷役関連作業	2人	1人	1人	2人
交通事故			2人	
機械取扱他	1人	2人	2人	



令和6年 热中症による死亡災害事例

令和6年8月28日現在
死亡災害速報による

発生月	業種	発生時刻	年齢	性別	最高気温(℃)	最高WBGT値(℃)	発生状況の概要	屋内外
7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	17時台	50代	男	35.4	29.8	建物屋上のシート防水施工作業完了後、「忘れ物をした」と屋上に戻ったものの、しばらくしても帰って来ないため事業主が電話すると、「今から降りる」と返答があったがその後も帰ってこないため、迎えに行つたところ足場の手摺に寄りかかって意識を失っていたため、病院に搬送したが熱中症により死亡した。	屋外
7月 ★	その他の 金属製品製造業	16時台	20代	男	34.9	30.5	工場内で作業に従事していたが体調不良により早退するため、午後2時頃に更衣室に移動し、その後、4時過ぎに更衣室に入った同僚が倒れているところを発見し、病院に搬送したが熱中症により死亡した。	屋内
7月	陸上貨物取扱業	16時台	30代	男	35.6	31.2	倉庫内1階で製品のピッキング作業中に突然転倒し、その後けいれんを起こし意識を失ったため、病院に搬送されたが熱中症により死亡した。	屋内
7月 ★	一般道路貨物自動車 運送業	17時台	60代	男	37.4	32.9	親会社の敷地内でフォークリフトを運転中、熱中症により死亡した。	屋外
8月 ★	食料品製造業	16時台	50代	男	37.4	33.6	オープンの出口で天板を回収する作業を行っていたが資材の部屋にふらつきながらやってきたため、熱中症と判断し、体を冷却したが、意識がなくなり、救急搬送したが熱中症により死亡した。	屋内

発生月欄の★印は「異常(緊急)時の措置」が適切にとられていなかった事案



大阪では、今年、7月以降連日35度を超える猛暑の中、熱中症による死亡災害が多発しています。

暑さは今後もしばらく続くことが予想されています。熱中症を予防するために、こまめな休憩と塩分水分の摂取に心がけましょう!!



異常(緊急)時の措置

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時にはすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう!!



「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」 キャンペーン期間：5月～9月

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。キャンペーン期間は、9月までですが、気象庁の長期予報では、今年は、10月ぐらいまで平均気温が高く、11月になっても平年並みか高い状態が続く見込みです。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、引き続き熱中症予防対策に取り組みましょう！

キャンペーン
実施要項

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症予防カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



令和6年 死亡災害事例（熱中症以外）
(6月から8月の3か月間)

令和6年8月28日現在
死亡災害速報による

番号	発生月	業種	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	6月	その他の卸売業	男	60代	激突され	フォークリフト	客先事業場敷地内にて再生資源の回収作業を行っていたところ、同僚が運転するフォークリフトに背後から激突され、フォークリフトのアタッチメントと建屋柱に挟まれた。
2	6月	その他の事業	男	50代	交通事故(道路)	トラック	トラックで高速道路を走行中、前方に停車していたタンクローリーに追突した。
3	6月	その他の金属製品製造業	男	30代	はさまれ、巻き込まれ	クレーン	つりクランプを用いて玉掛けしたH鋼（幅35cm、長さ718cm、高さ110cm、重量約2.3t）を橋形クレーン（つり上げ荷重5.07t）を用い、所定の位置に移動させた後クランプを外し巻き上げボタンを押したが、相手者がクランプを外しきれていたためH鋼が倒れ胸部等を挟まれた。
4	6月	製材業	男	60代	飛来、落下	その他の装置、設備	木材加工作業中、高さ約7mの位置にワイヤーロープで数か所吊られている状態の木くず等を集塵する集塵機のダクトが頭部に落下した。
5	7月	一般貨物自動車運送業	男	50代	飛来、落下	トラック	客先で車輪付きの焙煎機（幅約70cm 奥行約100cm 高さ約190cm 重さ約400kg）を、2名でトラック（最大積載量2.2トン）付属のテールゲートリフターに載せ50cmほど上昇させたところ、焙煎機が落下し、1名が焙煎機の下敷きになった。
6	7月	警備業	女	50代	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	歩道を設置する工事現場で、警備員として交通誘導を行っていたところ、軽自動車に後ろからはねられた。
7	8月	その他の小売業	男	30代	分類不能	分類不能	店舗で勤務中、来店者に刃物で腹部を刺された。
8	8月	鉄道・軌道業	男	50代	はさまれ、巻き込まれ	機械装置	トラバーサーで台車（約7t）の運搬を行っていた際、トラバーサーから台車を降ろしたところ、台車が逸走したため台車の前方へ回り込み台車を人力で止めようとしたが止められず台車の下敷きになった。
9	8月	その他の金属製品製造業	女	70代	激突され	荷姿の物	アルミ材を載せて3段重ねたラック（合計の高さ約180cm、長さ約460cm、合計約700kg）を台車に載せ、労働者3名が手押しで運搬していたところ、ラックが倒れ1名がラックの下敷きになった。
10	8月	その他の商業	男	30代	飛来、落下	基礎工事用機械	車両系建設機械（基礎工事用）の部品の交換作業中、ロッドを約2メートル上げた状態でガイド部分を覗き込んでいたところ、ロッドが落下し頭部に激突した。
11	8月	一般貨物自動車運送業	男	40代	飛来、落下	エレベーター、リフト	作業終了後、荷物用エレベーターの搬器を2階で停止させ、搬器の下に落下防止用の棒（木製、長さ約3m）を設置し、翌日出勤後に落下防止用の棒を取り外したところ、搬器が落下し下敷きになった。
12	8月	その他の道路貨物運送業	男	50代	墜落、転落	階段、桟橋	倉庫内でピッキング作業中に体調不良となつたため、1階下の休憩室で休憩した後、作業場に戻るため階段を上がつたところ、後方に転落し頭部を打撲した。
13	8月	その他の土木工事業	男	20代	激突され	移動式クレーン	地面に寝かせた照明ポール（直径25cm、長さ約11メートル）の片側を移動式クレーンで吊り上げ、垂直に立てようとしたところ、玉掛用具が外れ照明ポールが落下し下敷きになった。

大阪発・新4S運動

「Safety」 「Satisfy」 「Shine」 「Smile」

安全 満足 輝く 笑顔



大阪発・新4S運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり、安全の基本である4S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・(躰)を基盤に、ヒヤリハット事例収集からKY活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムとステップアップさせていく安全文化運動です。

《スローガン》「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」 《期間》令和5年度から5か年

大阪発・新4S運動

検索

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

～4つの活動に取り組もう！～

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

フォークリフト作業の災害防止

- 作業計画の作成、周知
- 接触防止（フォークリフトの走行範囲内への労働者の立入を禁止する）
- 作業指揮者の選任
- 就業制限（技能講習修了者等の有資格者に運転させる）
- 用途外使用の禁止（労働者の昇降等に使用しない）
- 点検・定期自主検査の実施



クレーン運転・玉掛け作業の災害防止

- 作業計画・作業手順の作成、周知
- 荷の形状・重量に応じた適切な玉掛け用具を使用する
- 一定の合図を定め、合図者を指名して合図を行わせる
- 吊り荷の下に入らない
- 就業制限（免許・技能講習修了者等の有資格者に作業させる）
- 点検・検査の実施

交通労働災害防止

交通労働災害防止のためのガイドライン (平成30年改正)

Check !

- ◆ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◆ 適正な労働時間等の管理、走行管理
- ◆ 教育の実施
- ◆ 健康管理
- ◆ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◆ 荷主、元請による配慮



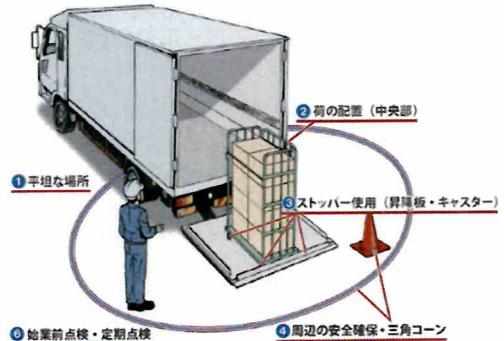
交通労働災害
ガイドライン

テールゲートリフター使用時の災害防止

※ 特別教育を受けた者に操作を行わせる

- ① 平坦な場所で使用する
- ② 積載荷重を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する
- ③ 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する
- ④ 周辺の安全を確保し、三角コーン等を配置する
- ⑤ 作業にふさわしい装備をする
- ⑥ 始業前点検・定期点検を実施する

（点検事項は各社取扱説明書を参照）



高齢労働者の災害防止

近年、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にある状況を踏まえ、高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」が開催され、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討結果を踏まえ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容（概要）

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

労働者に求められる事項

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力とともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るために努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

「高齢労働者の労働災害防止対策」の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています

